

V章 行政指導・処分等

処行政
分政等
指導
•

1 立入検査

一般廃棄物処理業者が、法令等で定められた基準にしたがって適正に廃棄物を処理しているかどうかを確認するため、法第19条及び条例の規定により、隨時、事務所や事業現場に立入検査を行います。

立入検査の対象は、廃棄物の処理状況や施設の維持管理状況等を把握するために必要な帳簿書類その他の物件です。この際、廃棄物の性状等を調べるため、無償で廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の提供を求めることがあります。

また、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業の停止命令等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

2 行政処分

(1) 許可の取消し及び事業の停止命令 (法第7条の3及び第7条の4)

一般廃棄物処理業者が以下の事項のいずれかに該当した場合、区長は許可を取消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ① 欠格要件のいずれかに該当したとき
 - ② 不正の手段によって許可を受けたとき
 - ③ 法に違反する行為をしたとき
 - ④ 違反行為に関与したとき
 - ⑤ 事業に使用する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき
 - ⑥ 法第7条第11項の規定により許可に付した条件に違反したとき
- ※ ①及び②に該当したとき、事業の停止命令に違反したとき、又は③及び④に該当する行為のうち情状が特に重いときには、その許可は取り消さなければならない規定になっています。また、違反行為は、罰則が科せられることがあります。
- ※ 条例に違反する行為に対して、許可の取消し及び事業の停止命令を設けている区があります。
- ※ 一般廃棄物処理業者の従業員が違反行為を行った場合、一般廃棄物処理業者が従業員に対して違反行為の指示を行っていなくても、一般廃棄物処理業者が行政処分を命じられることがあります。

(2) 改善命令 (法第19条の3)

一般廃棄物処理業者が法令に定められた基準に適合しない収集、運搬又は処分を行っている場合、区長は、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

改善命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

(3) 措置命令 (法第19条の4)

法令に定められた基準に適合しない収集、運搬又は処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれのある場合、区長は当該収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命ずることができます。当該収集、運搬又は処分が一般廃棄物処理業者からの再委託によって行われた場合には、再委託した一般廃棄物処理業者も対象になります。

措置命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

3 罰則

(1) 直罰規定

一般廃棄物処理業者が、廃棄物の処理について守るべき義務に違反したときには、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがあります。

(2) 両罰規定

一般廃棄物処理業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがあります。一般廃棄物処理業者が個人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、当該処理業者個人に罰金が科せられることがあります。

(3) 罰則一覧

主な罰則は、次頁一覧のとおりです。

罰則一覧

処行
分等
指
導
・

No.	違反行為	罰則	根拠
1	無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行ったとき（法第7条第1項又は第6項）	5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科	法第25条第1項第1号
2	不正の手段により許可又は許可の更新を受けたとき（法第7条第1項・第6項、法第7条第2項・第7項）		法第25条第1項第2号
3	許可を受けて事業の範囲を変更したとき（法第7条の2第1項）		法第25条第1項第3号
4	不正の手段により事業の範囲を変更する許可を受けたとき（法第7条の2第1項）		法第25条第1項第4号
5	事業停止命令に違反したとき（法第7条の3）		法第25条第1項第5号
6	措置命令に違反したとき（法第19条の4）		法第25条第1項第7号
7	自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき（法第7条の5）		法第25条第1項第12号 法第25条第2項
8	一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出したとき（法第10条第1項）及びその未遂		法第25条第1項第14号 法第25条第2項
9	みだりに廃棄物を捨てたとき（法第16条）及びその未遂		法第25条第1項第15号 法第25条第2項
10	違法に廃棄物を焼却したとき（法第16条の2）及びその未遂		法第26条第1号
11	他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託したとき（法第7条第14項）	3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科	法第26条第2号
12	改善命令に違反したとき（法第19条の3）		法第26条第6号
13	みだりに廃棄物を捨てる又は違法に廃棄物を焼却する目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき		2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金又はこの併科
14	一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき		法第27条
15	法第7条の2第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第29条第1号
16	帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかったとき（法第7条第15項、第16項）	30万円以下の罰金	法第30条第1号
17	業務の廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第3項）		法第30条第2号
18	求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第18条）		法第30条第7号
19	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき（法第19条第1項）		法第30条第8号
20	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたとき（両罰規定）	No.1～4、8～10の違反行為をした場合は、3億円以下の罰金 No.5～7、11～19の違反行為をした場合は、各本条の罰金	法第32条第1項第1号 法第32条第1項第2号

※ 許可証を備え置きしなかった場合や、許可証を他人に譲渡又は貸与した場合について、条例に罰則を規定する区があります。